第８回農業委員会総会議事録

１　招集日　　　　　　　令和７年８月５日（火）

２　開会日時及び場所

令和７年８月５日（火）　　午後１時58分

雲仙市役所別館３階会議室

３　閉会日時　　　　　　令和７年８月５日（火）　　午後２時30分

４　委員氏名

⑴出席者（17名）

１番	山﨑富士子	２番	笠原　　勝	３番	松尾　茂敏	５番	中川　實美
６番	馬場　　保	７番	前田　辰己	８番	鶴﨑　高幸	９番	田島　真一
10番	内田　弘幸	11番	栄木　正孝	13番	井出　真吾	14番	小田　伸吾
15番	小筏　正治	16番	山﨑　正典	17番	坂本　　博	18番	東　　康敬
19番	林田　　剛						

⑵欠席者（１名）

12番　宮嵜　芳守

５　議事に参与した者

事務局長　　　　髙木　謙次

次　　長　　　　内田　啓輔

６　提出議案及び報告事案

日程第１　会議録署名委員の指名について

日程第２　議案第34号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

日程第３　議案第35号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

日程第４　議案第36号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

午後１時58分開会

○事務局長（髙木　謙次君）　それでは、令和７年第８回雲仙市農業委員会総会を始めたいとます。議事進行上発言される場合は、挙手のうえ、議長が指名をしてからマイクをとおして発言してください。

また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願いいたします。

本日は宮嵜委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田　剛君）　それでは、皆さん、こんにちは。暑さ厳しい中、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。連日、厳しい暑さの中で、水田が心配されているようでしたが、昨日から恵みの雨が降っておりまして、今週はちょっと貯まっているようなので、少し水不足も解消されるかと思いますが、まだまだ当分暑い日は続きますので、作物管理はもちろんですが、皆さんも体調のほうには十分注意されて、お過ごしいただければと思います。

それでは、着座して進めていきます。

ただいまから、令和７年第８回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第１２条の規定により、１５番、小筏正治委員、１６番、山﨑正典委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第２、議案第３４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請についてから、日程第４、議案第３６号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてまでの議案３件となります。

それでは、日程第２、議案第３４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局次長（内田　啓輔君）　議案書２ページを御覧ください。

〔議案第３４号の朗読〕

議案書３ページ、申請番号３３番から４３番までの１１件の申請があっております。詳しくは別添１を御覧ください。

以上です。

○議長（林田　剛君）　それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（１４番　小田　伸吾君）　議席番号１４番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号３３番から３５番です。

申請番号３３番は、地元を離れていて耕作できない所有者から規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号３４番は、規模拡大のため買い受ける案件。

申請番号３５番は、地元を離れていて耕作できない所有者から、規模拡大のため買い受ける案件です。

以上です。

○議長（林田　剛君）　ありがとうございます。

申請番号３３番から３５番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（１０番　内田　弘幸君）　議席番号１０番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号３６番から３７番です。

申請番号３６番は、所有者の規模縮小のため、規模拡大農家が借り受ける案件です。農地中間管理機構で物納を取り扱わないため、農地法３条での賃貸借申請です。

申請番号３７番は、所有者が高齢のため耕作困難であり、要望を受け入れた譲受人が買い受ける案件です。

以上です。

○議長（林田　剛君）　ありがとうございます。

申請番号３６番から３７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（１３番　井出　真吾君）　議席番号１３番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号３８番から４３番です。

申請番号３８番については、県外在住のため耕作できない所有者の農地を、耕作利便のため無償で借り受ける案件です。

申請番号３９番は、畑で使用していたが管理が行き届かないため、親戚に贈与する案件です。

申請番号４０番から４１番は、同一の借主が耕作利便のため、有償で借り受ける案件です。

申請番号４２番から４３番は、規模拡大のため譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田　剛君）　ありがとうございます。

それでは、申請番号３８番から４３番について、ご質疑がありましたらお願いします。

はい、どうぞ、内田委員。

○委員（１０番　内田　弘幸君）　１０番の内田です。

この４２番。受け手の経営面積が約８反と書いてあった。で、実績がですよ、４，０００万とか５，２００万とか、これ面積が結構あって、７反、８反ぐらいでは、外国人まで雇ってせんやろうし、面積はまちがいないのか。

○議長（林田　剛君）　事務局。

○事務局長（髙木　謙次君）　すいません、ちょっとはっきり分からないんですけれども、ここに載っている面積については、雲仙市内の農地だけになりますので、市外の農地が恐らくあるんではないか

というふうに考えております。

○委員（１０番　内田　弘幸君）　分かりました。

○議長（林田　剛君）　いいですか。

ほかにありませんか。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（１０番　内田　弘幸君）　今、これは雲仙市のだけということですけど、やっぱこう申請書と見合わせたとき合わない。市外の分も聞き取りできないのか。

○議長（林田　剛君）　どうぞ、事務局。

○事務局長（髙木　謙次君）　すいません、資料のほうでは、この雲仙市の農地のほうと一致しているわけですけども、以前は多分市外の分も、市内の中には多分含めて記載してあったと思いますんで、ちょっとその辺は確認ミスではないかと思っておりますんで、受付の際に確認するようにいたします。

○議長（林田　剛君）　ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご質疑ないようですので、議案第３４号、申請番号３３番から４３番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第３、議案第３５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局次長（内田　啓輔君）　議案書７ページを御覧ください。

〔議案第３５号の朗読〕

議案書８ページ、申請番号１６番から１９番の４件の申請があっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田　剛君）　それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（１４番　小田　伸吾君）　議席番号１４番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号１６番です。

申請番号１６番について、申請地は農振白地、神代駅から３００メートル以内にある農地で第３種農地と判断しました。申請目的は資材置場用地です。許可に関して特に問題はないものと思われます。

以上です。

○議長（林田　剛君）　ありがとうございます。

それでは、申請番号１６番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（１０番　内田　弘幸君）　１０番、内田ですけど。写真で見たときにですよ、これは耕作放棄

地じゃなかったかな。

〇議長（林田　剛君）　地元委員。

〇委員（１５番　小筱　正治君）　ここは国道と住宅の真ん中でぽつんとあって、ほかの農地と離れて、そこだけぽつんとしてあったもんで。放棄地のような状態に見えるが判断まではしていない。

〇委員（１０番　内田　弘幸君）　分かりました。

〇議長（林田　剛君）　１６番について、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇議長（林田　剛君）　ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

〇委員（１０番　内田　弘幸君）　議席番号１０番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号１７番から１８番です。

申請番号１７番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第２種農地と判断しました。申請目的は社会福祉法人の事業所用地です。施設の老朽化に伴い建て替えのための申請です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号１８番について、申請地は農振白地、阿母崎駅から５００メートル以内にある農地で第２種農地と判断しました。申請目的は農業用車両駐車場用地です。面積も必要最低限で分筆しての計画で許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

〇議長（林田　剛君）　ありがとうございます。

それでは、申請番号１７番から１８番について、ご質疑がありましたらお願いします。

井出委員。

〇委員（１３番　井出　真吾君）　申請番号１７番は１，９００万て高額ですね。

〇委員（１０番　内田　弘幸君）　値段に関しては、本人の気持ちで、そして、それがある場所のすぐ近くで、条件的にこういう金額になったと思います。

以上です。

〇委員（１６番　山﨑　正典君）　ちょっとすいません、お伺いします。その場合ですよ、そこら辺の土地の価格とかも、それに近くなる、１人当たり。仮にですよ。家ば建てば家賃で家建つときに、その辺の相場で。

〇委員（１０番　内田　弘幸君）　その相場で入っているもんがあれば売らすやろ。毎度、どこもここも。売りたか。

〇委員（１６番　山﨑　正典君）　よかとこなら、やっぱりすぐですたいね。分かりました。

〇議長（林田　剛君）　ほかにありませんか。

１７番から１８番について、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１３番　井出　真吾君）　自席番号１３番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号１９番です。

申請番号１９番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で第１種農地と判断しました。申請目的は事務所用地です。２０年以上前から借地農地に無許可で生乳処理施設及び事務所と車庫を建設し、残地は駐車場として使用していたとのことです。今回、所有者との売買の話がまとまり追認申請することになったということです。

第１種農地ですので、原則としては転用できない農地ですが、例外規定の農業用施設に該当し、追認許可の条件を満たしていることから、許可に関し特に問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田　剛君）　ありがとうございます。

申請番号１９番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご質疑がないようですので、議案第３５号、申請番号１６番から１９番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第４、議案第３６号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局次長（内田　啓輔君）　議案書１０ページを御覧ください。

〔議案第３６号の朗読〕

議案書１１ページ、整理番号１番から、議案書３６ページ、整理番号４７番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田　剛君）　それでは、各委員さん質問等ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（１０番　内田　弘幸君）　１０番、内田ですけど、６番の人で言うと、２か所、２人貸すとして、どっちも使用貸借で６反ばかり使用貸借ということは、そんなことで使用貸借やろうかなと思ったもんですけん、分かる範囲でお願いします。

○議長（林田　剛君）　事務局。

○事務局長（高木　謙次君）　これについては、機構の方に確認しておりますけれども、申請者が耕作できないということで、荒廃防止のため荒れないように保全管理してもらいたいというようなことで、使用貸借とされているそうです。

○委員（１０番　内田　弘幸君）　分かりました。

○議長（林田　剛君）　ほかにございませんか。ありませんか。

じゃ、私から一ついいですか。

最後のほうの４７番から４４番とか、権利の移転てありますけど。

○事務局長（高木　謙次君）　４３番から４７番ですけれども、これについては、契約期間がまだ満了していないまま、借り受け、受け手のほうが何らかの理由により耕作をできなくなった等の理由によって新たに借り主を見つけられたということで、契約解除から今ある利用権設定の末日までを一応借り受けるというような内容のものですね。利用権設定期間の中途解約によりますけれども、それを一応機構が中間保有という形で預かって、それをまた違う方に貸す場合、それが４３番から４７番になります。

○議長（林田　剛君）　また期間を設定するのか。

○事務局長（高木　謙次君）　期間は以前、基本的には出し手と機構が契約をされていますので。その期間の途中で受け手が耕作できなくなった場合については、機構の中間保有をしたまんま、新たに借り主を探すということで、今回新たに設定をされたものになります。

○議長（林田　剛君）　分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ないようですので、議案第３６号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田　剛君）　ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後２時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年　８月　５日

議　　長

署名委員

署名委員